

「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き

(令和元年7月策定)
(令和7年12月改訂)

【目 次】

- ・はじめに<P4>

<I.共通編>

- ・第1章 基本的事項<P5～P20>

| | |
|--|---------|
| 第1節 後発地震に備えた防災対応の基本的な考え方 | P5～P6 |
| 第2節 南海トラフ地震で想定される被害と防災対策 | P6 |
| 第3節 後発地震に備えた防災対応を検討する異常な現象について | P6～P13 |
| (1) 半割れケース | |
| (2) 一部割れケース | |
| (3) ゆっくりすべりケース | |
| (4) 過去の地震発生状況 | |
| 第4節 異常な現象の観測から南海トラフ地震臨時情報発表の流れ | P14～P19 |
| (1) プレート境界で Mw8.0 以上の地震発生時の流れ | |
| (2) Mw7.0 以上の地震又はゆっくりすべり発生時の流れ | |
| (3) 南海トラフ地震臨時情報に伴う呼び掛けと先発地震で揺れの強かった地域 への呼び掛けの違い | |
| (4) 巨大地震警戒対応や巨大地震注意対応の期間中に南海トラフ沿いの想定震 源域で一定規模以上の地震が発生した場合の情報発表等について | |
| 第5節 情報の伝達 | P20 |

- ・第2章 後発地震に備えた防災対応の検討に当たっての基本事項<P21>

| | |
|-----------------|-----|
| 第1節 検討が必要な対象地域 | P21 |
| 第2節 想定する後発地震の規模 | P21 |
| 第3節 最も警戒すべき期間 | P21 |

<II.地方公共団体編>

- ・第7章 地方公共団体の防災対応の検討<P22～P25>

| | |
|-----------------------|---------|
| 第1節 防災対応を検討する手順 | P22 |
| 第2節 地方公共団体の防災対応検討の考え方 | P23～P24 |
| 第3節 地方公共団体における呼び掛けの例 | P24～P25 |
| (1) 被害が大きい地域 | |
| (2) 被害が小さい地域 | |
| (3) 被害が無い地域 | |

- ・第8章 地方公共団体の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討<P25～P35>

| | |
|----------------------|-----|
| 第1節 日頃からの地震への備えの再確認等 | P25 |
|----------------------|-----|

| | |
|--|---------|
| 第2節 後発地震に備えた避難検討の基本事項 | P25～P27 |
| (1) 後発地震に備えた避難検討の位置づけ、基本的な考え方 | |
| (2) 後発地震に備えた避難検討対象地域 | |
| 第3節 後発地震に備えた避難検討の具体的な進め方 | P27～P28 |
| (1) 避難対象者の特性に応じた検討 | |
| (2) 津波到達時間の設定 | |
| (3) 避難可能範囲の算出 | |
| (4) 事前避難対象地域の設定 | |
| 第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方 | P29 |
| 第5節 海抜ゼロメートル地帯における防災対応の考え方 | P29～P30 |
| 第6節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方 | P30 |
| 第7節 避難先の確保 | P30～P33 |
| (1) 避難所の受け入れ人数の把握 | |
| (2) 避難所候補リストの作成 | |
| (3) 避難所の選定 | |
| (4) 避難所が不足する場合の対応 | |
| (5) 避難所への移動方法の検討 | |
| 第8節 避難所の運営 | P33～P35 |
| ・第9章 地方公共団体の防災対応（巨大地震注意対応）の検討 <P35> | |
| 第1節 日頃からの地震への備えの再確認等 | P35 |
| ・第10章 地方公共団体の防災対応の検討及び実施に当たっての配慮事項 <P35～P37> | |
| 第1節 住民意見の聴取と関係機関等との連携 | P35 |
| 第2節 社会的混乱の防止 | P36 |
| 第3節 訓練等の実施と計画の見直し | P36～P37 |
| III.事業者編 | |
| ・第11章 事業者等の防災対応の基本的な考え方 <P37> | |
| 第1節 防災対応の基本的な考え方 | P37 |
| ・第12章 事業者等の防災対応の検討 <P37～P39> | |
| 第1節 防災対応を検討する手順 | P37 |
| 第2節 南海トラフ地震に関する BCP の確認 | P37～P38 |
| 第3節 防災対応検討の前提となる諸条件の確認 | P38 |
| (1) 情報発表時の社会状況の確認 | |
| (2) 事前避難対象地域の確認 | |
| 第4節 事業者等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討 | P38 |
| (1) 必要な事業を継続するための措置 | |
| (2) 日頃からの地震への備えの再確認等 | |
| (3) 施設及び設備等の点検 | |
| (4) 従業員等の安全確保 | |

| | |
|------------------------------------|---------------|
| (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施） | |
| (6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施） | |
| (7) 情報の伝達 | |
| (8) 防災対応実施要員の確保等 | |
| 第5節 事業者等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討 | · · · · · P39 |

| | |
|---|---------------|
| ・ 第13章 事業者等の防災対応の検討及び実施に当たっての配慮事項 <P39> | |
| 第1節 関係機関との連携の必要性 | · · · · · P39 |
| 第2節 社会的混乱の防止 | · · · · · P39 |
| 第3節 訓練等の実施と計画の見直し | · · · · · P39 |

その他

| | |
|--------------------------------|---------------|
| ・ 第14章 個別分野における防災対応の留意事項 <P39> | |
| <臨時情報に関して推進計画又は対策計画に記載すべき事項> | · · · · · P39 |
| <臨時情報に関する個別分野の留意事項や防災対応の例> | · · · · · P39 |

巻末

| | |
|---------------------------------------|-------------|
| ・ 日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（住民編） | · · P40～P41 |
| ・ 日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（事業者編） | · · P42～P43 |

【補 足】

<構 成>

- 「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（令和7年8月改訂・内閣府（防災担当））の各章節の要旨を引用し、要旨に対する県の考え方及び留意事項等を記載する。
- ガイドラインにおいて要旨の記載が重複する箇所や詳細な説明、国の事例、図表等は一部割愛するため、詳細はガイドラインの該当ページを参照のこと。

<省 略>

- 国のガイドラインの以下の章については、要旨の記載を省略する。
 - ・「I.共通編 第3章 後発地震に備えた防災対応の検討」
 - ・「I.共通編 第4章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応」
 - ・「I.共通編 第5章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の防災対応」、
 - ・「I.共通編 第6章 日頃からの対応」
- なお、省略する章については「II. 地方公共団体編 第7章 地方公共団体の防災対応の検討」及び「II. 地方公共団体編 第8章 地方公共団体の防災対応(巨大地震警戒対応)の検討」並びに「II. 地方公共団体編 第9章 地方公共団体の防災対応(巨大地震注意対応) の検討」に記載の要旨と重複することから、当該の章を参照すること。

<凡 例>

- ▶ · · · 県の考え方及び留意事項等

はじめに

- 令和元年5月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）の提供が開始された。
- 国は、臨時情報が発表された場合の防災対応のあり方について検討を行い、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応を検討するためのガイドライン「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月策定、令和3年5月一部改訂）」（以下「ガイドライン」という。）を公表した。
- 県は、市町村がガイドラインに沿った検討をスムーズに進めることができるよう、県の考え方をとりまとめた「南海トラフ地震臨時情報発表時における住民の事前避難の検討の手引き（令和元年5月策定）」（以下「手引き」という。）を策定し、市町村はガイドライン、手引きを参考に、臨時情報発表時の住民避難やその啓発、事前対策の検討を行い、被害の軽減につながる取り組みを進めている。
- このような中、令和6年8月8日に、日向灘を震源とする地震を受けて、運用開始以降初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことから、国は、一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において検証を行った。
- そしてその結果として、同年12月、臨時情報発表時の防災対応がより円滑に行えるようにするための改善方策をとりまとめ、令和7年7月に変更された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に反映するとともに、同年8月にはガイドラインの改訂に至った。
- このガイドラインの改訂では、臨時情報の基本的な考え方や臨時情報発表時に取るべき対応、平時および臨時情報発表時の周知・広報の留意点、個別分野の留意事項や防災対応の例について記載の追加や充実が図られた。
- 国によるガイドラインの改訂を受け、今般、県においても手引きの見直しを行うこととした。各市町村は、ガイドライン、手引きを参考とするとともに、令和6年8月の臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応を踏まえ、必要に応じてこれまでの取組を見直し、防災対応に関する「事前の備え」を進めていただきたい。

<I. 共通編>

第1章 基本的事項

第1節 後発地震に備えた防災対応の基本的な考え方（ガイドラインP9～P10）

- 地震発生時期・規模・場所についての確度の高い予測は困難であるが、一定規模以上の地震の後に更に大規模地震が発生した全世界の事例等をもとに、南海トラフ沿いの想定震源域で大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨を「南海トラフ地震臨時情報」として発表することとしている。
- 南海トラフ沿いで時間差をもつて発生する地震については、先発地震と後発地震との間でどのような行動をとるのかによって、被害の程度が大きく変化する。
- つまり、臨時情報の発表を受けて事前避難等の行動をとることで、後発の大規模地震が発生した場合における人的被害等を軽減することが期待される。
- 一方で、臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実である。これを前提としながら、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要である。
- 大規模地震発生の可能性が相対的に高まると評価された場合に発表される臨時情報には、先発地震の規模等に応じて「警戒」と「注意」の2種類があり、大規模地震発生の可能性は、臨時情報（警戒）の場合、平常時と比べて百倍程度高い状況（おおむね0.1%程度⇒約7%）、臨時情報（注意）の場合、平常時と比べて数倍程度高い状況（おおむね0.1%程度⇒約0.4%）にある。この臨時情報（警戒）と臨時情報（注意）の違いを十分に踏まえながら、津波の到達時間、浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった社会状況等の地域の実情に応じた対応が必要である。
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- 各主体（住民、地方公共団体、事業者等）は、臨時情報が発表された際に戸惑うことなく地域の実情に応じた防災対応をとるため、日頃から各地域で意見交換・情報交換を行いながら、「臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておく」ことが極めて有効である。特に、地方公共団体及び指定公共機関、並びに病院、劇場、百貨店及び旅館等の不特定多数の者が利用する施設、並びに石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者等は、あらかじめ津波からの円滑な避難の確保するための推進計画又は対策計画を作成することとなっている。

（臨時情報に対する県の防災対応の考え方）

- ▶ ガイドラインに示された防災対応を基本とするが、市町村が行う地域の実情に応じた防災対応を制限するものではない。

（南海トラフ地震対策推進計画への臨時情報発表時の防災対応記載）

- ▶ 臨時情報の発表に伴い防災対応を取るべき地域は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条に基づき指定されている「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）とされており、推進地域の地方公共団体及び指定公共機関は、同法第5条に基づき「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を作成する必要がある。

- ▶ 本県では、県内全域が推進地域に指定されていることから、県及び県内 34 市町村並びに県内指定公共機関（電気事業会社、ガス事業会社、通信事業者、流通事業会社等）は推進計画を作成し、臨時情報発表時の防災対応を記載しなければならない。

（南海トラフ地震防災対策計画への臨時情報発表時の防災対応の記載）

- ▶ 推進地域のうち、津波浸水予測において、水深 30cm 以上の浸水が予測される区域における南海トラフ特措法第 7 条に規定する事業者は「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）を作成する必要があり、対策計画には、臨時情報発表時の防災対応を記載しなければならない。

〈参考・南海トラフ特措法〉

第 7 条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第 5 条第 1 項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 2 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 4 前 3 号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第 2 節 南海トラフ地震で想定される被害と防災対策（ガイドライン P16）

- 南海トラフ地震では強い揺れや津波が広範に発生し、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害の発生が想定される。
- 被害の防止・軽減のためには、国民・事業者・行政・地域が、とるべき対策を着実に実施することが必要である。

第 3 節 後発地震に備えた防災対応を検討する異常な現象について（ガイドライン P17～P31）

- 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、以下 3 つのケースについて防災対応を検討する。
 - (1) **半割れ（大規模地震）** ケース
 - (2) **一部割れ（前震可能性地震）** ケース
 - (3) ゆっくりすべりケース

（1）半割れ（大規模地震）ケース

- ① **半割れケースの概要**
 - ・ 南海トラフ沿いの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合を想定する。
 - ・ **南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界**においてモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）**8.0** 以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価する。

- ・想定震源域の7割程度以上が破壊された段階で、おおむね想定震源域全体が破壊されたとみなす。しかし、未破壊領域でも引き続き大規模地震が発生する可能性は否定できないため、時間差をもたずに**想定震源域の7割程度以上が破壊された場合でも本ケース**として扱う。
- ・なお、**プレート境界以外で発生**した Mw8.0 以上の地震については、プレート境界で発生する Mw8.0 以上の地震と比べプレート境界に対する直接的な影響は少ないと考えられるため、後述の**一部割れケース**として取扱う。

(半割れケースの例)

- ▶ 静岡県駿河湾沖を震源とする Mw8.0 以上の大規模地震が発生した場合には、半割れケースに該当し、大規模地震発生の可能性が高まったとして、臨時情報（警戒）が発表される。

(半割れケースの過去事例)

- ▶ 南海トラフ沿いにおける M8 クラス以上の地震の発生頻度は、100～150 年程度に一度であり、南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近 2 事例は、それぞれ約 2 年、約 32 時間の時間差をもって連続して発生している。
- ▶ 世界の事例では、M8.0 以上の地震発生（103 事例）後に隣接領域（震源から 50km 以上 500km 以内）で M8 クラス以上の地震が発生した事例は、7 日以内：7 事例、3 年以内：17 事例である。
- ▶ このことから、Mw8.0 以上の地震発生後に隣接領域で M8 クラス以上の地震が 7 日以内に発生する頻度は十数回に 1 回程度（7 事例／103 事例→約 7 %）となり、通常の 100 倍程度の頻度となる。

② 半割れケースで想定される被害及び社会状況

- ・震源地付近の地域を中心に非常に強い揺れと高い津波が起り、**甚大な被害が発生**し、政府では、緊急災害対策本部が設置される。
- ・地震発生後、**南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表**され、当該津波予報区の住民は指定緊急避難場所へ避難する。
- ・先発地震が M 8 を超えるような巨大地震の場合、地震の規模をすぐに精度よく求めることができないため、地震発生から約 3 分を目標に発表する最初の津波警報等は最大クラスの津波想定をもとに速やかに発表される。その後、Mw が精度よく求められた段階でこれに応じた津波警報等に切り替えられる。
- ・その後、地震規模等によるもののおおむね半日から 1 日で**大津波警報及び津波警報から津波注意報以下**になる。
- ・これを受けて、指定緊急避難場所へ避難している**被災地域**の住民は、自宅の被害状況を踏まえて指定避難所への移動又は帰宅を始める。広範囲にわたり電気、ガス、上下水道、通信サービス等の**ライフラインが停止**するなど、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港等の**交通インフラも停止**するなどの状況の中で、**被災者の人命救助を第一とした切迫した応急活動が開始**されている。

- ・指定緊急避難場所へ避難している**被災地域以外**の住民は帰宅を始める。交通インフラが一時停止するものの、安全確認後に再開され、**ライフラインには大きな被害はなく通常の営業を継続**している。

(半割れケースで想定される被害及び社会状況の例)

- ▶ 先発地震の発生に伴い、県内沿岸部に大津波警報・津波警報が発表され、津波予報区の住民に対して避難指示が発令され、多くの住民が指定緊急避難場所等の安全な場所に避難する状況が想定される。
- ▶ 一方で先発地震の発生状況によっては、県内で観測される震度が小さく、人的被害や建物被害等が発生しない場合も考えられるが、本県の被災状況によらず、南海トラフ地震の想定震源域内で発生した地震の規模により、臨時情報が発表されることに留意する。

③ 半割れケースの防災対応の基本的な方向性

- ・先発地震により甚大な被害が生じていることが想定されることから、まずは、**被災地域の人命救助活動等が一定期間継続**すると考えられるため、**後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意する必要がある**。また、自らの地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、**住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない**。そのため、大規模地震発生の可能性や社会的な受容の限度に加え、上記の視点も踏まえ、基本的な防災対応は以下のとおりとする。ここで行う防災対応を「**巨大地震警戒対応**」と呼ぶ。
- ・被災地域で甚大な人的・物的被害が発生している状況において、**後発地震に対して備える必要がある地域**では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、**明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応**を取り、**社会全体としては地震に備えつつ通常の社会経済活動をできるだけ維持していくことが必要である**。

(後発地震に対して備える必要がある地域)

- ▶ 県内全域が推進地域（臨時情報の発表に伴い防災対応を取るべき地域）に指定されていることから、県及び全ての市町村は後発地震に対して備える必要がある。

(リスクが高い事項及びそれを回避する防災対応)

- ▶ 一方で、通常の社会経済活動をできるだけ維持していくという観点から、後発地震の発生によって生じる明らかにリスクが高い事項及びそれを回避する防災対応について、地域の実情に応じてあらかじめ検討をしておく必要がある。

<リスクが高い事項及びそれを回避する防災対応の例>

- ・既に損傷している建物や構造物が、後発地震で倒壊・損傷する可能性が高まるから立入り禁止措置を講じる
- ・地盤の緩みによる土砂災害、地すべりなどの発生リスクの注意喚起を行う

(2) 一部割れ（前震可能性地震）ケース

① 一部割れケースの概要

- ・南海トラフ沿いで大規模地震に比べて**一回り小さい地震**（M 7 クラス）が発生した場合を想定する。
- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において **Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震**が発生した場合、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価する。
- ・また、**想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生した Mw7.0 以上の地震**についても、「一部割れケース」として取り扱う。
- ・M 8 クラス以上の地震が 7 日以内に発生する頻度は数百回に 1 回程度（6 事例／1,437 事例）
- ・異常な現象が観測される前の状況に比べて数倍程度高い

（一部割れケースの事例）

- ▶ 令和6年8月8日に日向灘を震源とするM7.1の地震が発生し、臨時情報の制度運用開始以降、初めて臨時情報（注意）が発表された。これは、南海トラフ地震の想定震源域内の南西端で発生したものであり、新たな大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価されたことから、臨時情報（注意）が発表された。

② 一部割れケースで想定される被害及び社会状況

- ・M 7 クラスの地震が起り、震源域付近の地域では、強い揺れを感じる。
- ・先発地震の震源域に近い一部の沿岸地域では緊急地震速報・津波警報等が発表され、住民は指定緊急避難場所へ避難する。その後、半日程度で大津波警報及び津波警報から津波注意報以下になり、避難している住民は帰宅を始める。
- ・交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない状況である。

（一部割れケースによる被害及び社会状況の例）

- ▶ 令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とするM7.1の地震では、震度6弱を観測した宮崎県や震度5強を観測した鹿児島県などで人的被害や住家被害が発生したほか、水道の断水、落石による道路の通行止め等、ライフラインやインフラなどの被害が発生した。
- ▶ 県内では最大震度3が観測されるとともに、沿岸19市町村に津波注意報が発表されたことに伴う避難指示が発令された。この地震による人的被害及び住家被害はなく、電気や水道等のライフライン、道路等のインフラ施設についても被害はなかった。
- ▶ この地震の発生により、制度運用開始以降、初めて臨時情報（調査中・注意）が発表された。このことを受け、県内的一部の市町村では高齢者等避難の発令や自主避難を希望される方への避難所の開設といった動きが見られた。
- ▶ また、一部のイベントや行事等は延期や中止の措置が取られたが、よさこい祭りは安全対策を徹底した上で開催された。

- ▶ 県内ではその他、旅行会社によるツアーやスポーツ合宿の中止、一部の保育所・幼稚園の休園、鉄道の一部区間の徐行運転に伴うダイヤ調整のための運休などが発生したが、大きな混乱は見られなかった。

③ 一部割れケースの防災対応の基本的な方向性

- ・住民や企業は、個々の状況に応じて、**日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えの実施**を中心とした防災対応を取る。ここで行う防災対応を「**巨大地震注意対応**」と呼ぶ。

(日頃からの地震への備えの再確認)

- ▶ 「日頃からの地震への備えの再確認」については、市町村は住民や事業者に対し、ガイドライン参考資料のチェックリストの活用を促すことが望ましい。

<日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（住民編）抜粋>

【迅速な避難体制・準備】

- 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等どのような危険が想定されるかを確認する
- 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- 家族との連絡手段を決めておくなど

【家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策】

- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をするなど

【出火や延焼の防止対策】

- コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- プロパンガスのボンベを転倒しないよう固定する
- 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置するなど

【地震発生後の避難生活の備え】

- 水や食料の備蓄を多めに確保する
- 簡易トイレを用意するなど

(特別な備え)

- ▶ 「特別な備え」の呼びかけに対する取るべき行動については、ガイドライン参考資料のチェックリストを参照し、地震への備えの再確認をすること。市町村は住民や事業者に対し、チェックリストの活用を促すことが望ましい。

<日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（住民編）抜粋>

【迅速な避難体制・準備】

- 非常持出品（現金、マイナンバーカード、身分証明書等）を、就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する
- すぐに逃げられる服装で就寝する
- 屋内でのできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活するなど

【家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策】

- 高い場所に物を置かない

【出火や延焼の防止対策】

- 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く
- 消火器を取り出しやすい場所に置く など

【地震発生後の避難生活の備え】

- 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

(3) ゆっくりすべりケース

① ゆっくりすべりケースの概要

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面においてひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合**を想定する。
- ・上記の現象が観測された場合、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まると評価する。
- ・南海トラフでは前例のない事例であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において**大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない**。

② ゆっくりすべりケースで想定される被害及び社会状況

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面において、ひずみ計等で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることなく、また津波も発生せず、交通インフラやライフライン等は通常通りに活動を続けている。
- ・その一方で、前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

③ ゆっくりすべりケースの防災対応の基本的な方向性

- ・住民や企業は、個々の状況に応じて、**日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えの実施を中心とした防災対応**を取りつつ、気象庁から発表される地震活動や地殻変動に関する情報に注意を払う。ここで行う防災対応を「**巨大地震注意対応**」と呼ぶ。

(ゆっくりすべりケースで想定される被害及び社会状況、防災対応の基本的な方向性)

- ▶ ゆっくりすべりケースは、先発地震が発生せず、津波警報等の発令もなく、全国的にも人的被害や建物被害等が発生していない特殊な状況が想定される。そうした状況の中で臨時情報が発表されることから、住民の中では取るべき行動についての混乱や自主避難を希望される方が一定数いることなどを想定しておく必要がある。
- ▶ ゆっくりすべりケースにおいては、一部割れケースと取るべき行動に変わりがないこと、**日頃からの地震への備えを再確認することを基本に、市町村は平時からの住民への周知や事前の防災対応を検討しておく**。

<3つのケースの概要>

| | 半割れケース | 一部割れケース | ゆっくりすべりケース |
|----------|---|---|--|
| 発生頻度 | ○ 100～150年程度に一度 ※1 | ○ 15年程度に1度 ※2 | ○ 前例なし |
| 特性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ○ 世界の事例で、Mw8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近8事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○ 世界の事例で、Mw7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない |
| 社会の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域で応急対策活動を実施 ○ 被災地域以外では、大きな被害は発生していないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○ M7クラスの地震の場合、「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている |
| 住民の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 (巨大地震警戒対応) ○ 【日頃からの地震への備えの再確認】やすぐに逃げられる態勢の維持などの【特別な備え】といった防災対応を実施 ○ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は【事前避難】を実施し、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 (巨大地震注意対応) ○ 【日頃からの地震への備えの再確認】やすぐに逃げられる態勢の維持などの【特別な備え】といった防災対応を実施(必要に応じて避難を自主的に実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 (巨大地震注意対応) ○ 【日頃からの地震への備えの再確認】やすぐに逃げられる態勢の維持などの【特別な備え】といった防災対応を実施 |
| 企業の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等は、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○ 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施 ○ それ以外の企業も日頃からの地震への備えを再確認する ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの地震への備えを再確認する等※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの地震への備えを再確認する等※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨 |
| 最も警戒する期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1週間が基本 ○ その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間とすることが基本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 1週間が基本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべりの変化が収まっているから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで |

※1 本ガイドライン図6「南海トラフ沿いで過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布」参照

※2 本ガイドライン図19「南海トラフ沿いの想定震源域周辺における過去のMw7.0以上の地震発生状況」参照

1919年～2024年の106年間に、M7.0以上M8.0未満の地震は8回発生しており、平均して15年程度に1度

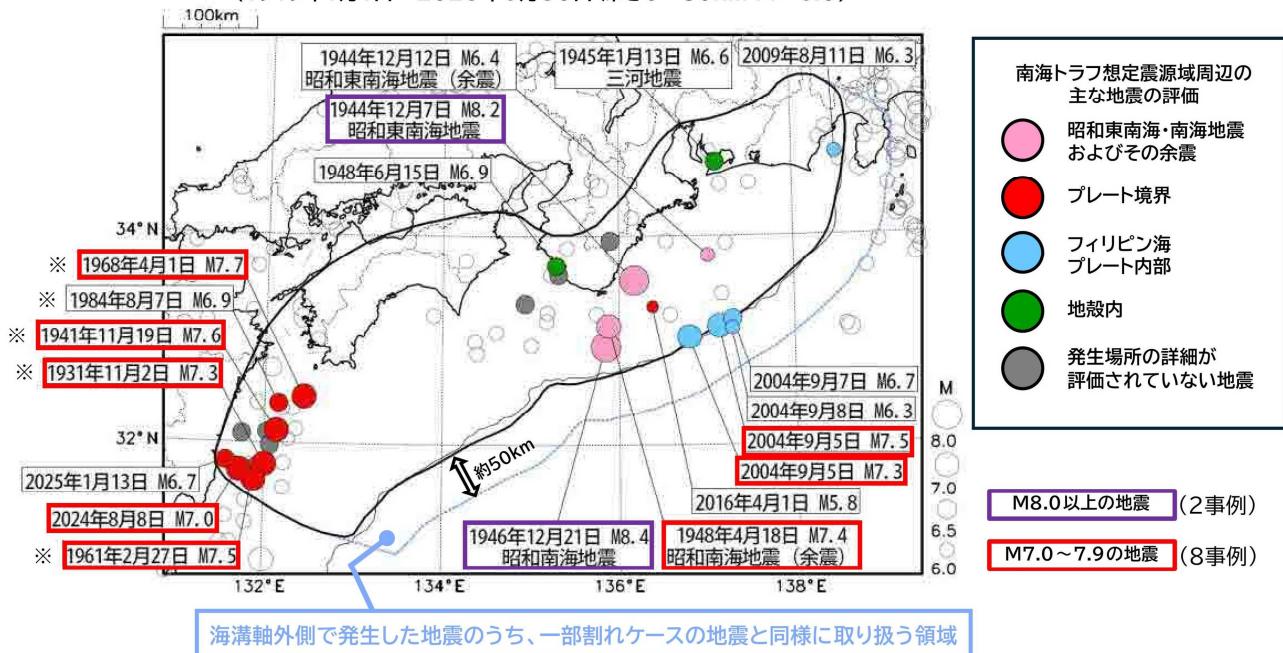
出典：ガイドライン 図 18 各ケースの防災対応の考え方

(4) 過去の地震の発生状況

<南海トラフ沿いの想定震源域周辺における過去の地震発生状況>

震央分布図

(1919年1月1日～2025年6月30日 深さ0～80km M≥6.0)



南海トラフ想定震源域周辺の地震について、地震調査研究推進本部の評価等により発生場所が明確であるものについては「●プレート境界」「●フィリピン海プレート内」「●地殻内」と色をつけている。発生場所の詳細が明確でないものは「●詳細不明」と色をつけている。

吹き出しが付けた地震のマグニチュードは気象庁で求めたMwもしくはISCGEM5.1のMwを示している(ただし、昭和東南海地震、昭和南海地震のMwは中央防災会議の報告による)。※が付されている地震のMは津波マグニチュードを用いた。

2016年4月1日の地震(Mw5.8)はプレート境界で発生した地震のため参考に示している。

周辺領域で発生する地震については、過去の海溝軸外側の地震が発生している領域を踏まえ、想定震源域の海溝軸外側50km程度まで拡張した範囲を示している。

| 発生日 | 震央地名 (地震名称) | マグニチュード | 死者 (人) | 負傷者 (人) | 該当ケース |
|-------------------|----------------|---------|-----------|------------|-------|
| 1931/11/2 | 日向灘 | 7.3 | 1 | 29 | 一部割れ |
| 1941/11/19 | 日向灘 | 7.6 | 2 | 18 | 一部割れ |
| 1944/12/7 | 昭和東南海地震 | 8.2 | 1,183 | 2,853 | 半割れ |
| 1946/12/21 | 昭和南海地震 | 8.4 | 1,330 | 2,632 | 半割れ |
| 1948/4/18 | 昭和南海地震(余震) | 7.4 | - | - | 一部割れ |
| 1961/2/27 | 日向灘 | 7.5 | 2 | 7 | 一部割れ |
| 1968/4/1 | 日向灘 | 7.7 | - | 57 | 一部割れ |
| 2004/9/5 19:07 | 三重県南東沖 | 7.3 | - | 6 | 一部割れ |
| 2004/9/5 23:57 | 三重県南東沖 | 7.5 | - | 36 | 一部割れ |
| 2024/8/8 16:42 | 日向灘 | 7.0 | - | 16 | 一部割れ |

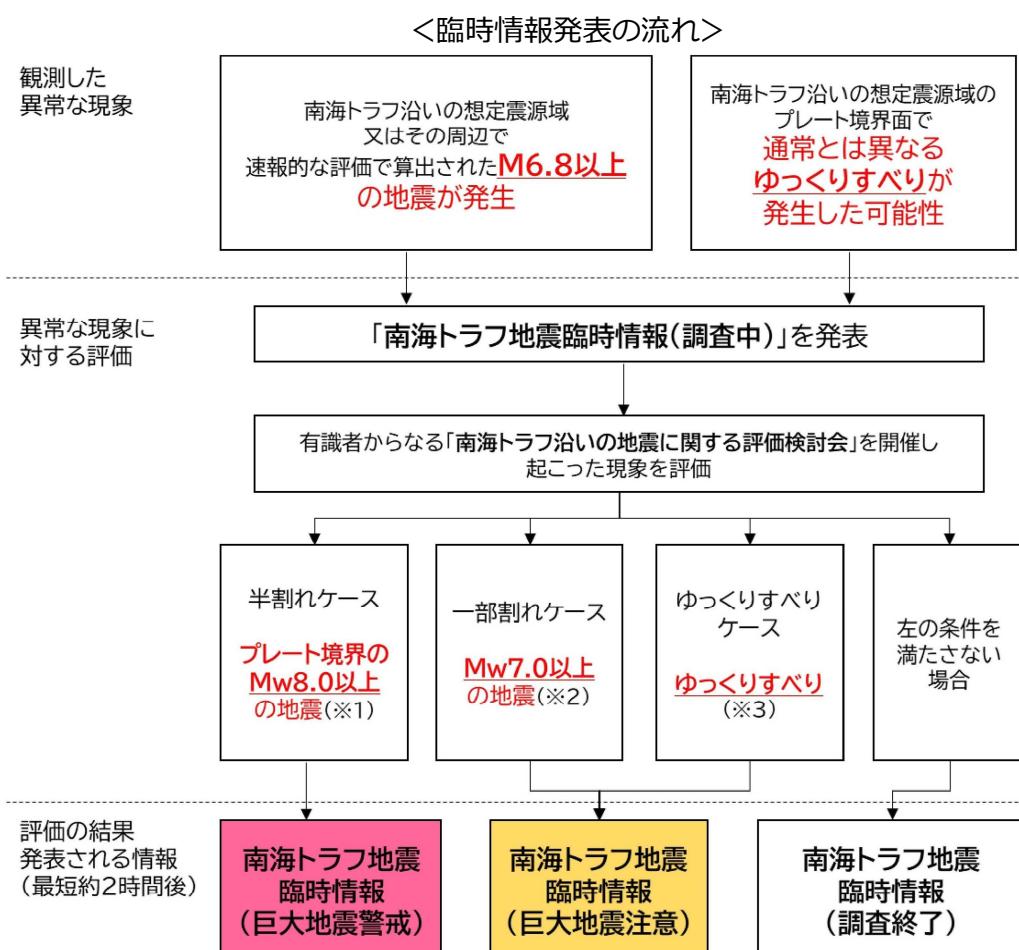
※被害については「日本被害地震総覧599-2012」に基づく。昭和南海地震の被害については、死者1,362や負傷者3,842という数字も記載がある。1948年の地震は同書に取り上げられていないかったので「被害なし」と記載した。

※震源、マグニチュードについては上図の脚注参照。

出典：ガイドライン 図 19 南海トラフ沿いの想定震源域周辺における過去のMw7.0以上の地震発生状況

第4節 異常な現象の観測から南海トラフ地震臨時情報発表の流れ（ガイドライン P32～P50）

- 以下に示す現象が発生した場合、気象庁から**臨時情報（調査中）発表**され、有識者からなる評価検討会で発生した現象について評価を行う。
 - ・南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出された**マグニチュード6.8以上の地震**が発生、又はプレート境界面で通常とは異なる**ゆっくりすべり**等を観測
- 評価検討会で以下に示す現象が発生したと評価された場合、気象庁から**臨時情報（警戒）**が発表され、内閣府から**日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えの実施、後発地震に備えた事前避難等の警戒（巨大地震警戒対応）**を行うよう呼び掛けが行われる。
 - ・**半割れケース**
- 評価検討会で以下に示す現象が発生したと評価された場合、気象庁から**臨時情報（注意）**が発表され、内閣府から**日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えの実施等の注意（巨大地震注意対応）**を行うよう呼び掛けが行われる。
 - ・**一部割れケース**
 - ・**ゆっくりすべりケース**



※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：ガイドライン 図20 情報発表までのフロー

<発表された臨時情報に応じた防災対応の流れ>

| 異常な現象 | プレート境界のMw8.0以上の地震※1 (半割れケース) | Mw7.0以上の地震※2 (一部割れケース) | ゆっくりすべり※3 (ゆっくりすべりケース) |
|--|---|--|---|
| 発生直後 〔ゆっくりすべりケースは検討が必要と認められた場合〕 | 個々の状況に応じた防災対応を準備・開始 | 個々の状況に応じた防災対応を準備・開始 | 今後の情報に注意 |
| (最短) 2時間程度 | 巨大地震警戒対応 <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は【事前避難】、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 など | 巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 など (必要に応じて避難を自主的に実施) | 巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 など |
| 1週間 | 巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】 など (必要に応じて避難を自主的に実施) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | |
| 2週間※4 ゆっくりすべりの変化が収まっているから、変化していた期間とおむね同程度の期間が経過するまで | <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | | <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う |

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合

※3 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間) + 巨大地震注意対応期間(1週間)

プレート境界でMw8.0以上の地震が発生した場合の地域別防災対応

| 南海トラフ地震防災対策推進地域 | | | |
|-----------------|--|---|------------|
| 事前避難対象地域 | | | |
| | | 高齢者等事前避難対象地域 | 住民事前避難対象地域 |
| 最初の地震発生から1週間 | | 巨大地震警戒対応 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 【特別な備え】の実施 (必要に応じて避難を自主的に実施) | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 【事前避難】の実施 要配慮者のみ避難 | |
| 地震発生後1週間から2週間 | | 巨大地震注意対応 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 【日頃からの地震への備えの再確認】 【特別な備え】の実施 (必要に応じて避難を自主的に実施) | |
| 地震発生後2週間以降 | | 通常の生活※ | |

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

出典：ガイドライン 図 23 住民、事業者等の防災対応の流れ

Mw7.0以上の地震が発生した場合の地域別防災対応

| | | 南海トラフ地震防災対策推進地域 | |
|--------------|---|-----------------|------------|
| | | 事前避難対象地域 | |
| | | 高齢者等事前避難対象地域 | 住民事前避難対象地域 |
| 最初の地震発生から1週間 | 巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> ・【日頃からの地震への備えの再確認】 ・【特別な備え】の実施 (必要に応じて避難を自主的に実施) | | |
| 地震発生後1週間以降 | 通常の生活※ | | |

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合の地域別防災対応

| | | 南海トラフ地震防災対策推進地域 | |
|------------------------------|---|-----------------|------------|
| | | 事前避難対象地域 | |
| | | 高齢者等事前避難対象地域 | 住民事前避難対象地域 |
| 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 | 巨大地震注意対応 <ul style="list-style-type: none"> ・【日頃からの地震への備えの再確認】 ・【特別な備え】の実施 | | |
| 変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過した時点以降 | 通常の生活※ | | |

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

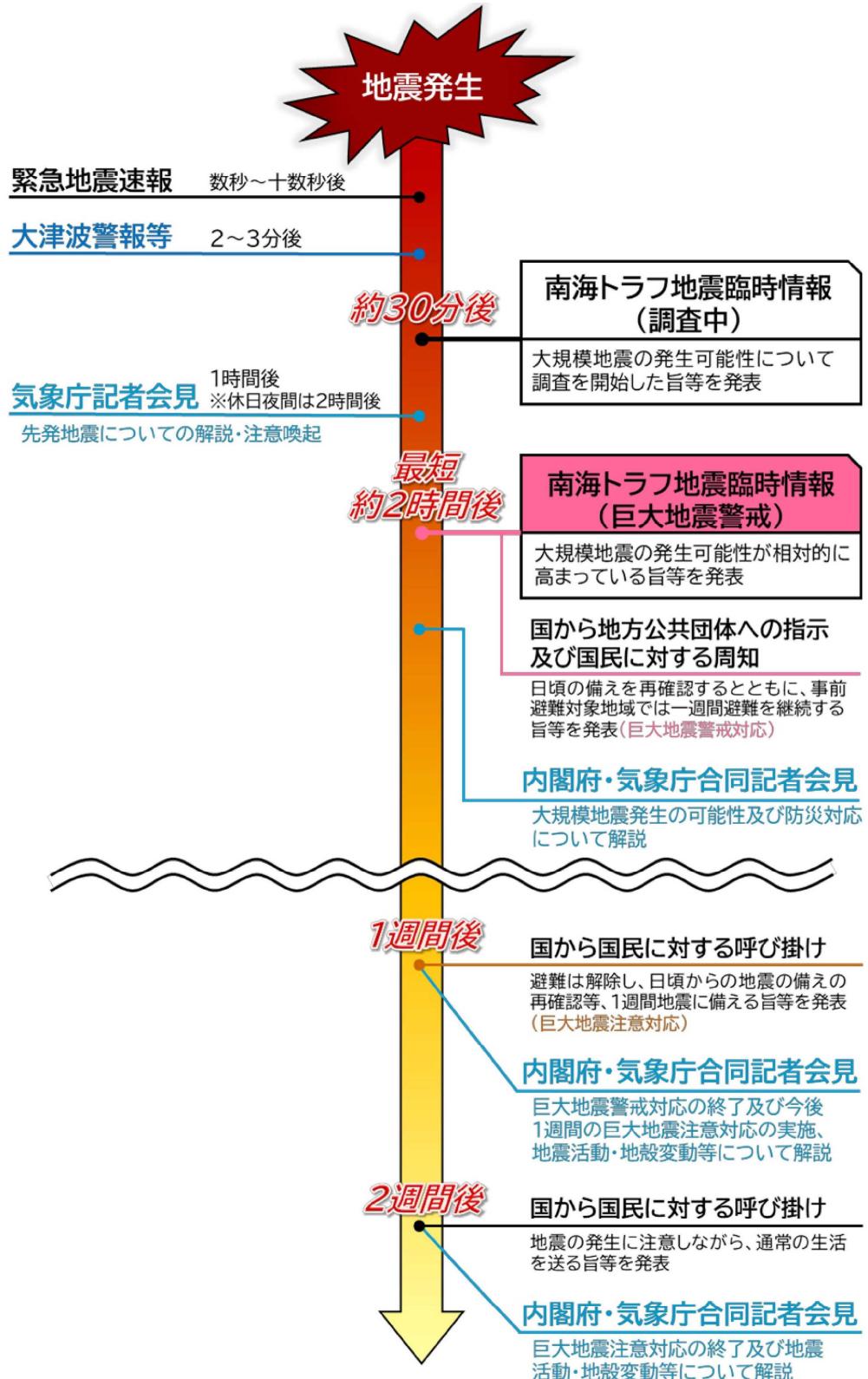
出典：ガイドライン

図 24 巨大地震警戒対応時の地域別防災対応

図 25 巨大地震注意対応時の地域別防災対応

(1) プレート境界で Mw8.0 以上の地震発生時の流れ

<「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合の情報の流れ>

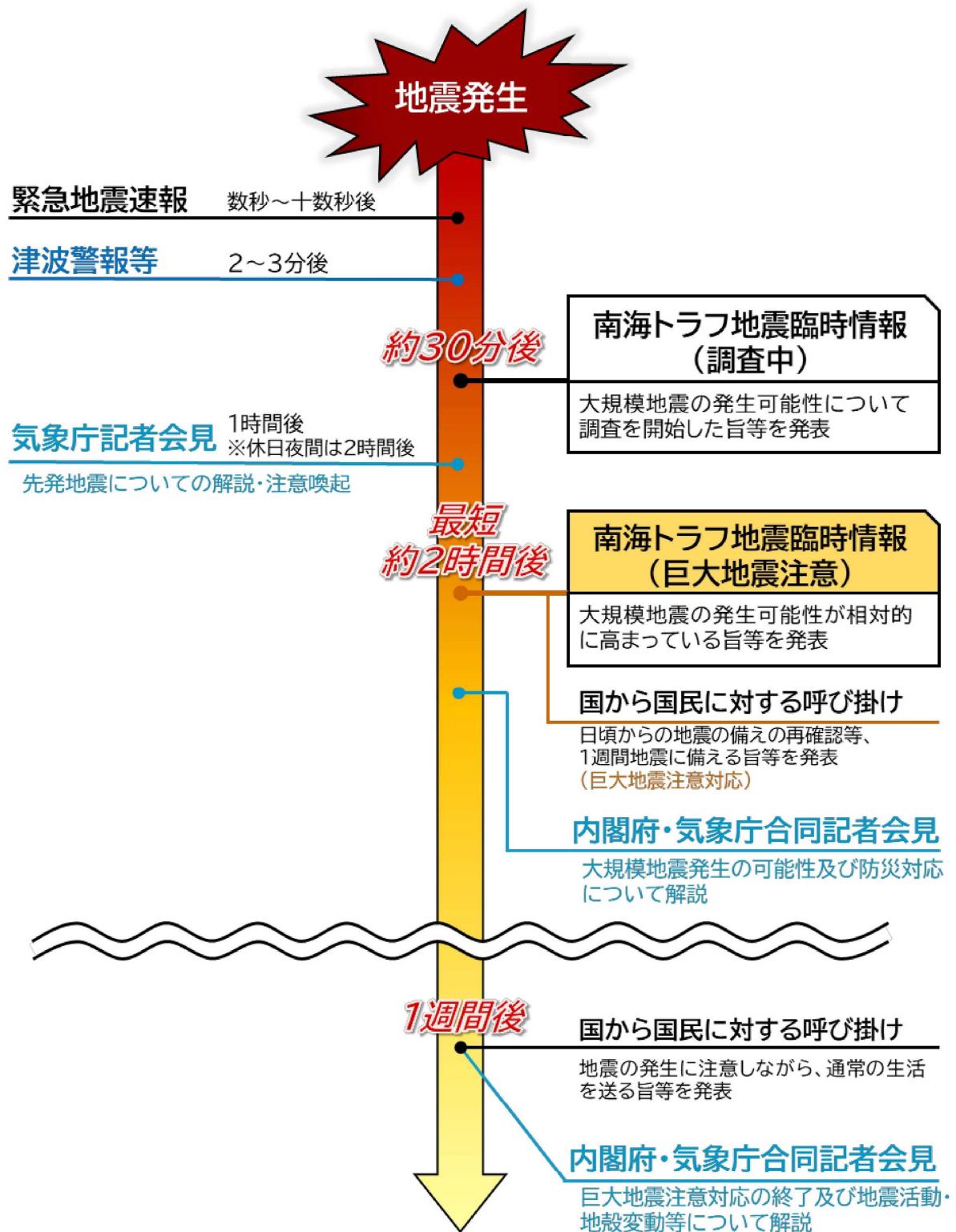


出典：ガイドライン

図 27 巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ

(2) Mw7.0 以上の地震又はゆっくりすべり発生時の流れ

<「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合の情報の流れ>



出典：ガイドライン

図 29 巨大地震注意対応における情報の流れのイメージ

(3) 南海トラフ地震臨時情報に伴う呼び掛けと先発地震で揺れの強かった地域への呼び掛けの違い

- ・気象庁が大地震発生後に記者会見等で呼び掛けている「大地震後の地震活動の見通し」と、「臨時情報発表に伴う呼び掛け」を混同しないよう、注意が必要である。

(住民への周知の内容)

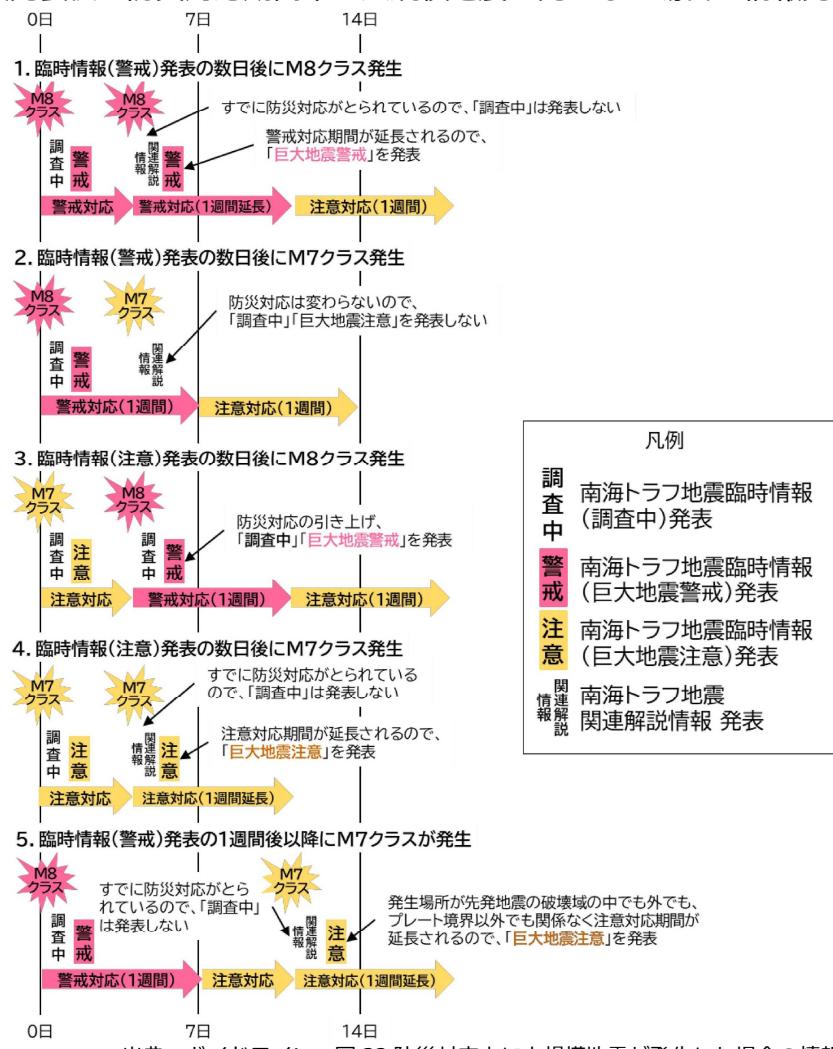
- ▶ ガイドラインでは、臨時情報の3つのケースに応じた地方公共団体への指示イメージ、国民に対する周知イメージを示していることから、これらを参考に、あらかじめ住民に周知する内容を定めておくことが重要である。

(4) 巨大地震警戒対応や巨大地震注意対応の期間中に南海トラフ沿いの想定震源域で一定規模以上の地震が発生した場合の情報発表等について

(臨時情報発表後の防災対応期間中に大規模地震が発生した場合の情報発表)

- ▶ 臨時情報の発表に伴う防災対応期間中に、一定規模以上の地震が発生した場合には、臨時情報が再び発表される場合があること、発表の対象となった地震の発生時点を起点とした防災対応期間となることに留意する。

<臨時情報発表後の防災対応期間中に大規模地震が発生した場合の情報発表>



| 凡例 | |
|------|-----------------------|
| 調査中 | 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表 |
| 警戒 | 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表 |
| 注意 | 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表 |
| 関連解説 | 南海トラフ地震関連解説情報発表 |

出典：ガイドライン 図32 防災対応中に大規模地震が発生した場合の情報発表の考え方

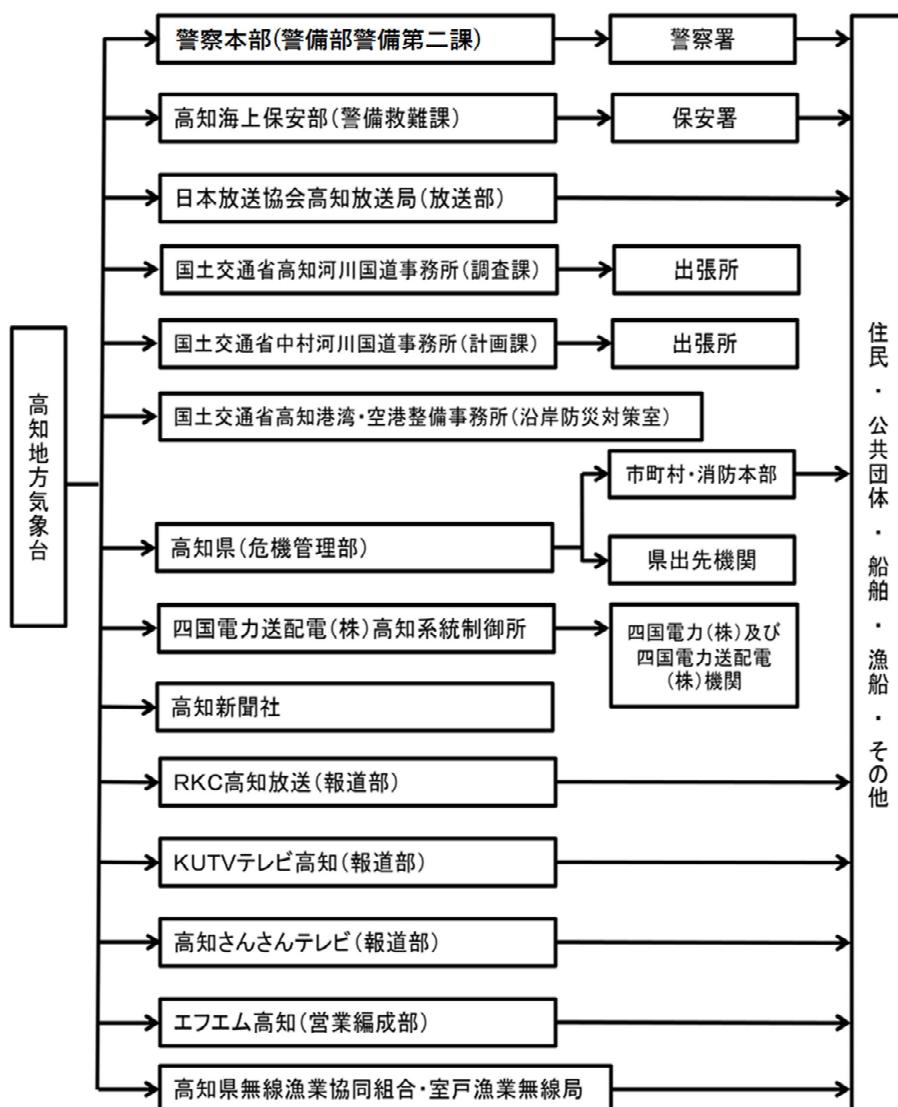
第5節 情報の伝達（ガイドライン P51）

- 臨時情報等を住民や事業者等に広く確実に伝達するため、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが望ましい。
- 利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や情報発信を想定した操作訓練等を行うべきである。

（情報伝達の流れ）

- ▶ 情報伝達については、高知県地域防災計画【地震及び津波災害対策編】の「別表3 地震及び津波に関する情報の伝達系統」を基本に情報伝達体制を検討する。
- ▶ 情報伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行う。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じることに留意する。

＜高知県地域防災計画【地震及び津波災害対策編】別表3 地震及び津波に関する情報の伝達系統＞



第2章 後発地震に備えた防災対応の検討に当たっての基本事項

第1節 検討が必要な対象地域（ガイドラインP52）

- 後発地震に備えた**防災対応を検討する地域**は、南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とする。

（防災対応を検討する地域）

- ▶ 本県では、県内全域が推進地域に指定されていることから、全ての市町村で後発地震に備えた防災対応を検討することが基本となる。

第2節 想定する後発地震の規模（ガイドラインP53）

- 後発地震の規模に関しては、従前から地方公共団体等が対象としている**最大クラスを想定**する。

（後発地震の規模）

- ▶ 本県における後発地震の規模については、高知県版の「南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」（令和7年10月29日高知県公表）による最大クラスの規模を想定する。

第3節 最も警戒すべき期間（ガイドラインP54～P55）

- 先発地震発生後、**最も警戒する期間は1週間**を基本とする。

（留意する点）

- ▶ 南海トラフ地震は、概ね90年から150年周期で発生しており、昭和南海地震から約80年経過し、切迫度は年々高まっていることから、「平常時においても南海トラフ地震発生の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないこと」に留意する。

第3章 後発地震に備えた防災対応の検討

第1節 先発地震による被害（ガイドラインP56～P58）

第2節 後発地震に備えた防災対応検討の考え方（ガイドラインP59）

第4章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応

第1節 巨大地震警戒対応（ガイドラインP60～P61）

第2節 後発地震に備えた津波に対する避難検討の基本事項（ガイドラインP62～P63）

第3節 後発地震に備えた事前避難時の避難先について（ガイドラインP64～P65）

第5章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の防災対応

第1節 巨大地震注意対応（ガイドラインP66～P67）

第6章 日頃からの対応

第1節 日頃からの地震への備え（ガイドラインP68）

第2節 日頃からの周知・広報の実施（ガイドラインP69～P71）

- ▶ 「Ⅱ. 地方公共団体編 第7章 地方公共団体の防災対応の検討」及び「Ⅱ. 地方公共団体編 第8章 地方公共団体の防災対応(巨大地震警戒対応)の検討」並びに「Ⅱ. 地方公共団体編 第9章 地方公共団体の防災対応(巨大地震注意対応) の検討」を参照。

<II. 地方公共団体編>

第7章 地方公共団体の防災対応の検討

第1節 防災対応を検討する手順（ガイドラインP73）

- 臨時情報（警戒）又は臨時情報（注意）が発表された際に住民がとるべき防災対応について、以下の手順を参考に検討する。

＜防災対応を検討する手順＞

○防災対応の検討が必要な対象地域の確認【第2章第1節】

- 南海トラフ地震防災対策推進地域

○具体的な防災対応の検討

- 南海トラフ地震臨時情報は住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本としており、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促していく。
- 津波到達時間が短く、地震発生後の避難では間に合わない地域等においては、地域全体としての避難の検討、また、要すれば事前避難対象地域を指定するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難に係る対応を行う。

巨大地震警戒対応

<備えに対する呼び掛けの実施>

- ✓ 地方公共団体における呼び掛けの例 【第7章第3節】

<避難対象者及び事前避難対象地域の設定>

- ✓ 避難対象者の特性に応じた避難速度の設定 【第8章第3節】(1)
- ✓ 津波到達時間の設定 【第8章第3節】(2)
- ✓ 避難可能範囲の設定 【第8章第3節】(3)

- 1. 避難開始までに必要な時間の設定
- 2. 移動距離の設定
- 3. 避難の移動速度の設定
- 4. 高所への移動時間の設定

- ✓ 事前避難対象地域の設定 【第8章第3節】(4)

<土砂災害・海拔ゼロメートル地帯への検討>

- ✓ 地域の実情に応じて避難のあり方を検討 【第8章第4節】
【第8章第5節】

<住宅の倒壊、地震火災への検討>

- ✓ 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討
- ✓ 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

<避難所の選定及び移動方法>

- ✓ 避難所の受け入れ人数の把握 【第8章第7節】(1)
- ✓ 避難所候補リストの作成 【第8章第7節】(2)
- ✓ 避難所の選定 【第8章第7節】(3)
- ✓ 避難所が不足する場合の対応 【第8章第7節】(4)
- ✓ 避難所への移動方法の検討 【第8章第7節】(5)

<避難所の運営>

- ✓ 運営体制や運営する際の役割の検討 【第8章第8節】

巨大地震注意対応

<確実に実施すべき事項>

- 日頃からの地震への備えの再確認 【第9章第1節】

地域防災計画等への反映

○訓練等の実施と計画の見直し【第10章第3節】

- 臨時情報が発表された場合に取るべき対応の訓練を定期的に実施

↑
反省点等を
踏まえ計画を
見直し

出典 ガイドライン 図38 防災対応を検討する手順（フロー）

第2節 地方公共団体の防災対応検討の考え方（ガイドラインP74～P75）

- 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要である。
- 臨時情報発表時、推進地域全体としては、住民一人ひとりが日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、地方公共団体は津波避難が間にあわない地域等の避難のあり方や避難所の確保等を検討し、要すれば事前避難対象地域を指定し推進計画に明示するとともに、臨時情報（警戒）発表時には事前避難に係る対応を行う必要がある。

（改訂前の手引きにおける県の考え方）

- ▶ 脆弱性を踏まえた地震発生時のリスクを考慮し、下記に該当する方を対象に避難を呼びかけることとしていた。
 - ① 津波の到達時間が短い地域(30cm の津波が 30 分以内に到達する地域)にお住まいの方
 - ② 耐震性の不足する住宅にお住まいの方
 - ③ 地震で突発的に斜面崩壊が発生した際に、著しい被害が発生するおそれのある範囲にお住まいの方

（国のガイドラインの改訂）

- ▶ 今回、ガイドラインの改訂により、『住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要』とする、地方公共団体の防災対応の考え方が示された。
- ▶ また、各主体（住民、地方公共団体、事業者等）は、地域に応じた防災対応をとるため、日頃から各地域での意見交換等を行いながら、「臨時情報が発表された時の対応は、あらかじめ決めておくこと」が極めて有効とされた。

（改訂後の手引きにおける県の考え方）

- ▶ こうしたガイドラインの改訂を受け、従前、避難を呼びかけることとしていた対象については、後発地震により想定されるリスクを周知するとともに、個々の状況に応じた防災対応をあらかじめ検討しておくよう促していくことを基本とする。

なお、従前の手引きにおいて、避難を呼びかける対象としていた上記の「①津波の到達時間が短い地域(30cm の津波が 30 分以内に到達する地域)にお住まいの方」、「②耐震性の不足する住宅にお住まいの方」、「③地震で突発的に斜面崩壊が発生した際に、著しい被害が発生するおそれのある範囲にお住まいの方」については、後発地震によるリスクが高い方々であることから、臨時情報発表時に、呼びかけによる具体的な注意喚起等を行うことは有効である。

（中長期的な視点での取組の推進）

- ▶ 臨時情報を減災に活かすことは重要であるが、地震対策の基本は、あくまでも突発的な地震への対応となる。引き続き、庁舎等の防災拠点施設の耐震化や、要配慮者施設等の高台移転、土砂災害や火災への対応、住宅の耐震化、室内の安全対策等を徹底し、さらなる強靭な県土づくりに取り組んでいかなければならない。

- ▶ 特に、津波からの避難では、地域の状況を踏まえた避難計画の見直しを行い、津波避難空間の整備を進め、事前避難対象地域の解消に取り組む必要がある。併せて、避難訓練を繰り返し実施する等、避難の実効性を高める取組を継続していく必要がある。
- ▶ また、避難所の安全確保のために重要となる土砂災害対策については、整備の優先順位を明確にしたうえで、斜面対策を含む必要な対策を推進することが望まれる。
- ▶ 臨時情報は、大規模な地震の発生前に必ず発表されるものではなく、また、発表されたからといって、地震が起こるわけではない不確実性を持った情報である。最悪に備えるという発想から、臨時情報を防災対応に活かすという視点は、非常に重要であるが、その上でなお、地震対策は、突発対応が基本であることに留意する。

(学校の対応)

- ▶ 臨時情報発表時の学校の対応については、「南海トラフ地震臨時情報発表時の県立学校における対応指針について（通知）」（令和6年10月23日付け6高学安第827号高知県教育長通知）を参考として、各地域の実情等を踏まえて検討を行う。

第3節 地方公共団体における呼び掛けの例（ガイドラインP76～P79）

(1) 被害が大きい地域

- 先発地震により、震度5弱以上の揺れが発生した地域では、建物等に被害が発生している可能性があり、一部住民が既に避難していることが想定される。
- 先発地震により大津波警報や津波警報が発表された地域では、避難指示が発令され、津波浸水想定区域の住民が指定緊急避難場所等に既に避難していることが想定される。
- 上記のような地域では、先発地震に伴い防災行動をとった人や被災した人、被災者の救援や救助をする人に対して、先発地震による被害状況等も考慮した上で、次の大きな地震に注意する旨を正確に伝える必要がある。

(2) 被害が小さい地域

- 先発地震により震度1～4の揺れが発生した地域では、地震が発生したことを認識しらるもの、被害はなく、避難者もいないことが想定される。
- 先発地震により津波注意報が発表された地域では、海岸堤防付近からの避難指示は発令されるものの、津波浸水想定区域の住民の大半は避難していない状況が想定される。
- 上記のような地域では、大きな被害は無いものの地震や津波の発生を認識している人に対して、次の大きな地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることに注意し、地震への備えを徹底する旨を正確に伝える必要がある。

(3) 被害が無い地域

- 先発地震の震源から離れており、体に感じる揺れが観測されなかった地域や津波警報や注意報が発表されなかった地域では、地震に関する情報の発表等もなく、住民が地震や津波が発生したことに気づいていない場合もある。
- 上記のような地域では、地震が発生したことを知らない人に対して、巨大な地震や津波の発生可能性が高まっていることに注意する旨を正確に伝える必要がある。

- 通常とは異なるゆっくりすべりの場合にも、体に感じる揺れや津波はないため、上記に準じた対応をとる。

第8章 地方公共団体の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

第1節 日頃からの地震への備えの再確認等（ガイドライン P80～P81）

- **臨時情報（警戒）**が発表された場合、**日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えの実施等**、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である。
- **地方公共団体は**、同情報発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないよう、**冷静な行動を促す旨を伝える**とともに、機会を捉えて、**日頃からの地震への備え等について周知**することが重要である。
- **日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要**であり、住民が普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことができるよう適切な周知啓発を行う必要がある。

（南海トラフ地震臨時情報への理解）

- ▶ 県の南海トラフ地震対策のトータルプランである「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）」（以下「第6期行動計画」という。）では、令和6年8月の臨時情報を教訓に「南海トラフ地震臨時情報への対応強化」を重点的に取り組む課題に位置づけ、県民が臨時情報を「正しく理解」し、適切に行動できるよう、周知啓発等に取り組んでいる。
- ▶ 第6期行動計画の目標に合わせて、『臨時情報の「巨大地震警戒」又は「巨大地震注意」が発表された場合に、県民が取るべき行動をどの程度理解しているか』の調査をしている。
- ▶ 令和7年度の調査では、『臨時情報のことを「知っている」又は「聞いたことがある』』という人の割合は過去最高(87.4%)となり、臨時情報について聞いたこともないという人は着実に減ってきている。一方で、取るべき行動を理解している人の割合は30%余りにとどまった。
- ▶ 臨時情報に対する正しい理解のもと、命を守る適切な行動につなげられるよう、更なる周知啓発方法の工夫が必要であり、引き続き県からの啓発を行うとともに、市町村における情報発信等を行うことが極めて重要である。

第2節 後発地震に備えた避難検討の基本事項（ガイドライン P82～P84）

（1）後発地震に備えた避難検討の位置づけ、基本的な考え方

<ガイドライン P60 「I. 共通編 第4章 第1節 巨大地震警戒対応」引用>

- **臨時情報（警戒）**が発表された場合、**地震発生から1週間**、巨大地震警戒対応として、
 - ・津波の到達が早く、**事前の避難が必要な地域**では、市町村の指示に従い、**対象者は事前避難**を行う。
 - ・臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、「**日頃からの地震への備え**」の再確認及び**「特別な備え」を実施**し、その上で**社会経済活動を継続**する。

- 日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。
- 地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、巨大地震注意対応をとる。

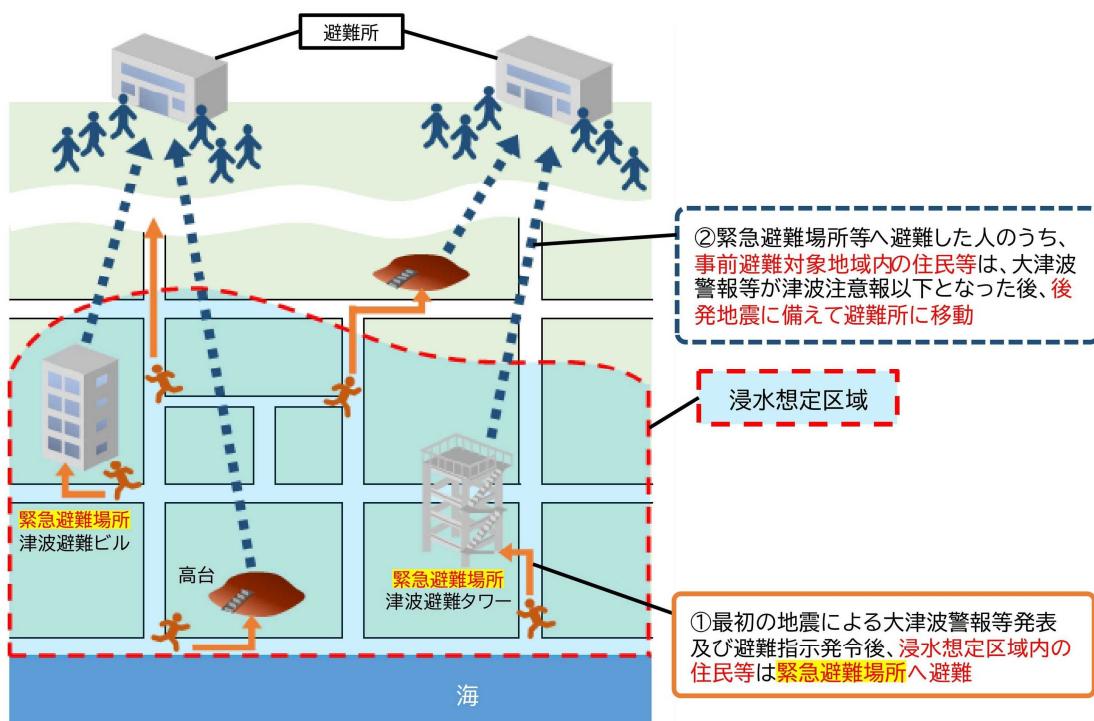
- 本章における本節以降の内容は、**臨時情報（警戒）**が発表された場合において、地震発生直後に発表された大津波警報又は津波警報が津波注意報以下となつた後の後発地震に備えた避難継続（事前避難への切り替え）に関するものである。
- 避難継続の必要性の判断は、**後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討すること**を基本とする。
- この検討に当たっては、津波防災地域づくりの計画策定等に際して、**各地方公共団体が作成した津波浸水想定等を活用すること**を基本とする。

(事前の避難が必要な地域の分類)

- ▶ 事前の避難が必要な地域（以下「事前避難対象地域」という。）は、避難対象者に応じて、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に分類される。それぞれの事前避難対象地域について、地域の実情に応じて指定範囲等を検討した上で、適切に設定する必要がある。

| 地域の分類 | 避難対象者 | 市町村が発令する避難情報 |
|--------------|-------------|--------------|
| 住民事前避難対象地域 | 全住民 | 避難指示 |
| 高齢者等事前避難対象地域 | 要配慮者（高齢者など） | 高齢者等避難 |

<臨時情報発表時の避難のイメージ>



出典：ガイドライン 図42 情報発表時の避難イメージ

（2）後発地震に備えた避難検討対象地域

- 後発地震に備えた避難の検討は、**30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域を基本**としつつ、地域の状況に応じて、**後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域**を対象とする。

（後発地震に備えた避難の検討）

- ▶ 本県では、沿岸部の全ての市町村（19 市町村）が「30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域」として、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。
- ▶ このため、沿岸 19 市町村においては、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を「事前避難対象地域」として適切に設定する必要がある。

第3節 後発地震に備えた避難検討の具体的な進め方（ガイドライン P85～P89）

（1）避難対象者の特性に応じた検討

- 後発地震に備えた避難は、**避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本**とする。

（2）津波到達時間の設定

- 津波到達時間は、**地方公共団体等が想定する最大クラスの地震で発生する津波を対象にしたシミュレーション等**を参考に、地域の状況に応じて、適切に設定するものとする。

（3）避難可能範囲の算出

- 避難可能範囲は、既に検討している結果等を参考として、**津波到達時間や昼夜の違いを考慮し、地域の実情に応じて適切に定める。**

（4）事前避難対象地域の設定

- **津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域等を事前避難対象地域**とする。
- 事前避難対象地域に対しては、先発地震に伴う大津波警報又は津波警報が津波注意報以下となった後、**高齢者等避難や避難指示を発令し、住民避難を継続する。**

（事前避難対象地域の設定）

- ▶ 事前避難対象地域の設定は「高知県津波避難計画策定指針」に基づき検討することを基本とする。
- ▶ 住民事前避難対象地域は、「高知県津波避難計画策定指針」による健常者の歩行速度や避難開始までに必要な時間等に基づき、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある地域を検討し、地域の実情に応じて適切に設定する。
- ▶ 高齢者等事前避難対象地域は、「高知県津波避難計画策定指針」による、要配慮者の歩行速度や避難開始までに必要な時間等に基づき、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある地域を検討し、地域の実情に応じて適切に設定する。

もしくは安全性を高める観点から、ガイドラインにおいて、後発地震に備えた避難検討対象地域として示されている「津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域」を基本として、日頃からの訓練の状況などを勘案した上で地域の実情に応じて適切に設定する。

※「高知県津波計画策定指針」は、令和 7 年度末に公表予定の高知県版の南海トラフ地震による新たな被害想定を踏まえて、改訂を予定していることから、各市町村において事前避難対象地域の設定を見直す際は、最新の指針に基づいて検討する必要があることに留意する。

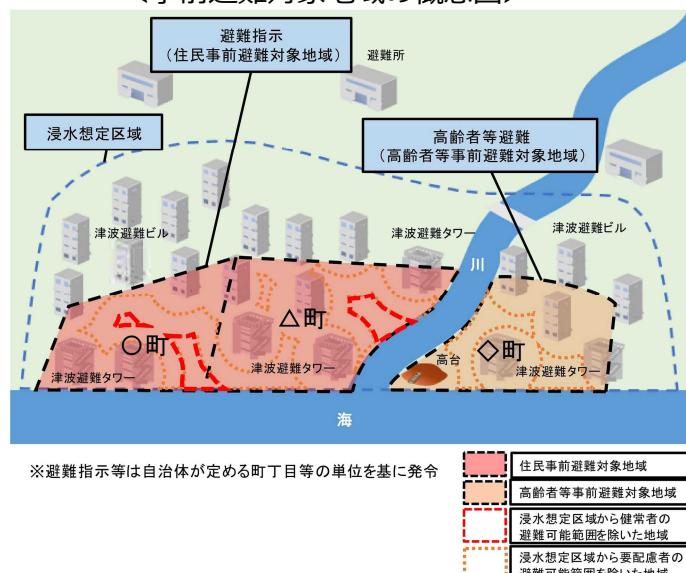
(事前避難対象地域の設定に際しての留意事項)

- ▶ 事前避難対象地域には避難指示等が発令されることから、避難指示等の対象となる地域の住民に、十分に伝わる必要がある。このため、自治会組織や町丁目の境界等、具体的な地域を指定することを基本とし、日頃から事前避難対象地域の設定状況や防災対応について、住民への周知を行う。
- ▶ 「住民事前避難対象地域」（避難指示を発令する地域）と「高齢者等事前避難対象地域」（高齢者等避難を発令する地域）の地域が重複する場合は、全ての住民を対象に避難指示が発令される「住民事前避難対象地域」のみ設定することを基本とする。

(避難指示等のタイミング)

- ▶ ガイドラインでは、「事前避難対象地域に対しては、先発地震に伴う大津波警報又は津波警報が津波注意報以下となった後、高齢者等避難や避難指示を発令し、住民避難を継続する。」こととされている。
- ▶ 先発地震において、各市町村に大津波警報又は津波警報が発表されていない場合又は臨時情報（警戒）発表前に津波注意報に切り替わった場合には、臨時情報（警戒）発表後、速やかに避難指示等を発令する。

＜事前避難対象地域の概念図＞



出典：ガイドライン 図 43 事前避難対象地域の概念図

第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方（ガイドラインP90～P92）

- 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難である。
- 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために検討を促すことが望ましい。

（土砂災害警戒区域等について）

- ▶ ガイドラインでは、『地震に伴う土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、地震による土砂災害発生の危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難』とされている。
- ▶ また、土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域等は、人家のある範囲を対象として設定されており、人家等が無い地域で発生する崩壊等は網羅していない。
- ▶ そのため、地域や個々の状況に応じて後発地震発生時の自己安全確保に不安がある場合は、あらかじめ事前避難を含めた防災対応の検討を促す必要がある。
- ▶ また、地震により突発的に発生する土砂災害から身の安全を確保できるかは、起床時・就寝時といった生活リズムや屋内・屋外といった場所、あるいは緊急地震速報を受信可能な環境かどうかにもよるため、個々の日常生活等の状況に応じて事前避難の必要性や具体的な防災対応を検討する。
- ▶ なお、土砂災害発生の危険性の高い箇所を、地域の実情に応じて「事前避難対象地域」に設定する場合は、それ以外の区域が安全だと誤解されないように留意する必要がある。

（土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設）

- ▶ 土砂災害の不安があっても、自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、土砂災害防止法に基づき作成が義務づけられている避難確保計画等を参考に、施設管理者が入居者の安全確保を検討することが望ましい。
- ▶ このため、避難確保計画を未策定の要配慮者利用施設に対して、計画作成を促すとともに、避難の実効性を高めるための訓練の実施について働きかけを行うことが重要。

第5節 海抜ゼロメートル地帯における防災対応の考え方（ガイドラインP93）

- 海抜ゼロメートル地帯では、地震発生による河川や海岸の堤防等の損壊が想定される場合があるため、堤防等の耐震点検及び耐震化の促進等が重要である。
- 一方、地震による堤防の破損により、早期の浸水の危険性が想定される場合には、必要に応じて、事前避難対象地域の指定等の検討を行うことも有効である。

(海抜ゼロメートル地帯の防災対応の検討)

- ▶ ガイドラインに示されている「早期の浸水の危険性」、「長期間の湛水」による事前避難を検討する場合は、令和7年度末公表予定の高知県版の新たな被害想定を参考に検討を行う。

第6節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方 (ガイドライン P94)

- 住宅については、倒壊を防止するため**耐震化を推進**することが**重要**である。
- **耐震性の不足する住宅**に居住する住民は、**避難をあらかじめ検討**することが必要である。
- 地震火災については、**器具の使用控え等**によって**火災の発生を防止**する。

(住宅の耐震化の必要性)

- ▶ 住宅の耐震化は、南海トラフ地震対策行動計画の重点課題「住宅の安全性の確保」に位置づけ、地震対策の1丁目1番地として取り組んでいる。臨時情報が発表された際には、事前避難の検討が必要となる事を含めて、日頃からその対策の重要性を住民に呼び掛け、積極的に耐震化を推進する必要がある。
- ▶ また、耐震性の不足する建物は、揺れで倒壊する危険性が高く、健常者であっても、地震発生後の避難は困難であることから、耐震性の不足する建物に居住する住民に対して、危険性を周知するとともに、被害を軽減する上で非常に有効な手段である事前避難などの防災対応について、検討を促すことが重要である。

第7節 避難先の確保 (ガイドライン P95~P100)

- 避難指示等の発令に伴う**避難者数等を把握**し、市町村が後発地震に備えた避難所を確保する。
- 避難所は、**1週間を基本とした避難生活が可能な箇所**を選定する。

(避難所の確保)

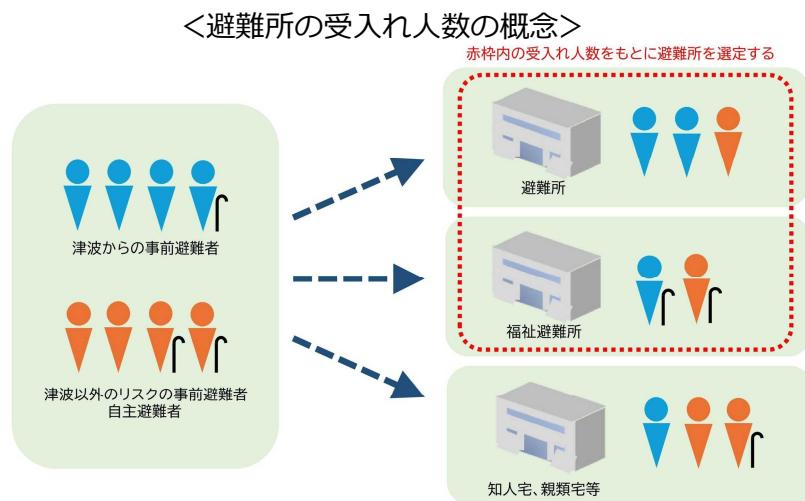
- ▶ 事前避難者数の推計に基づき、地域の実情に応じて開設可能な避難所をあらかじめ検討しておくことが重要である。

(1) 避難所の受入れ人数の把握

- 可能な限り**知人宅や親類宅等への避難を促したうえ**、それが難しい住民に対しては、市町村が**避難所の確保**を行う。
- 避難所で受入れが必要な人数は、**津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計**し、避難方法についての**住民の意向も参考に検討**する。
- **宿泊者等**については、あらかじめ関係者と**帰宅方法を検討**するものとし、必要に応じて、**帰宅の困難な見込み人数を加える**。

(避難所受入れ人数の推計)

- ▶ 臨時情報のような、南海トラフ地震が発生するかどうか不確実な情報に基づいて事前避難者の数を想定することは、非常に難しいことから、事前避難者の推計に当たっては、住民事前避難対象地域にあっては、域内人口を最大値とし、高齢者等事前避難対象地域にあっては、域内の避難行動要支援者数を基に推計することを基本とする。



出典：ガイドライン 図44 避難所の受け入れ人数の概念

(2) 避難所候補リストの作成

- 既存の指定避難所を参考に、要配慮者の受け入れ可否等、**避難所の候補リストを作成する。**

(3) 避難所の選定

- 受入れが必要な人数に基づき、**避難所リストから実際に利用する施設を選定する。**

(避難所の選定)

- ▶ 避難所の選定にあたっては、想定される避難者数などから、どの地域に、どのくらいの避難所を開設するのか、避難所の設備（エアコンの有無、バリアフリー化など）や起こりうる状況、例えば、自動車で避難される方が多いことを想定して、駐車スペースを確保できる避難所を優先して選定することなどについて検討しておくことが必要となる。

(福祉避難所の確保)

- ▶ 特に配慮が必要な方が事前に避難することは、被害を軽減する上で重要であることから、生活環境で避難をためらうことのないよう、環境の整った福祉避難所の収容数の確保を進めておくことが重要である。
- ▶ 福祉避難所だけでは、十分な収容数を確保できない場合には、一般の避難所における、エアコン、簡易ベッド、バリアフリー化などの整備状況を把握し、福祉避難所的に利用できる避難所のスペースを確保しておくことが必要である。

(土砂災害警戒区域内の避難所)

- ▶ 土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）の避難所は、防護壁等の対策が整備され、安全性が確認されている場合は、必要に応じて利用できる。
- ▶ 土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）の避難所は、「土砂災害警戒区域内に立地する避難場所の危険度評価マニュアル（平成29年6月 防災砂防課）」を参考に、利用のルール、例えば斜面側に滞在しないなどを定めたうえで、利用する。

(学校の利用)

- ▶ 避難所を確保する上で重要となる学校については、避難指示等の発令や、交通機関の状況等により、休校の措置も考えられることから、他機関の対応状況も踏まえ、検討しておくことが重要となる。
- ▶ 例えば、学校を休校にしない場合は、まずは学校以外の施設に避難所を開設し、その後、学校の体育館を利用して、収容数を確保する。休校にする場合は、体育館に加えてエアコン等の設備が整っている教室を福祉避難所的に利用することも視野に入れ、必要数や収容力を整理しておくことが必要となる。

(4) 避難所が不足する場合の対応

- 避難所が不足する場合は、**避難所として利用できる施設の検討**とともに、さらに住民に対して**知人宅や親類宅等への避難を促す**等の処置を行う。

(広域避難の検討)

- ▶ 確保できる避難所の収容数を超える避難者が想定される場合には、他市町村への広域避難について検討しておくことが必要となることから、受入体制や搬送方法などについて、平時から近隣市町村との調整や協議を進めておくことが重要である。

(自宅への避難)

- ▶ 十分な避難所が確保できない場合は、自宅に滞在していても、安全が確保されている方（浸水区域外で、土砂災害の危険性が低く、耐震性のある住宅にお住まいの方）については、日頃からの地震の備えを再確認する等、自宅で警戒レベルを上げることで対応いただくことも、有効な避難所の確保対策となる。
- ▶ 避難所の確保が難しい地域にあっては、配慮が必要な方など、事前に避難することが有効な方が避難をためらうことのないよう、広域避難も含めた避難先の確保を進めるとともに、突発的な地震に対応することができる、浸水区域外で、土砂災害の危険性が低く、耐震性のある住宅にお住まいの方については、自宅で警戒レベルを上げることで対応いただくことでも十分安全な生活を続けることができることをご理解いただき、むやみに避難所に避難しないことを啓発しておくことも重要となる。

(5) 避難所への移動方法の検討

- 大津波警報又は津波警報が津波注意報以下となつた時点以降、避難場所から避難所への移動を開始することを基本とする。
- 避難所への移動手段は**歩くによる避難を基本**とし、これにより難い場合は車両等による避難を検討する。

(避難所への移動)

- ▶ 『高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）』第2編第2章第8節において「津波からの避難については、歩くによることを原則とし、周知を行います。（高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）参照）ただし、やむを得ず自

動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討します。」と規定している。

加えて、同編第3章第2節では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内の車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとします。」と規定している。

▶ また、『高知県津波避難計画策定指針』第2章6（3）において、「地震が発生すると、搖れの影響により、土砂災害や液状化などによって、道路が損傷する可能性があるほか、沿道の建物や電柱が道路をふさいだり、停電による信号機の停止などによって、道路の利用に大きな制約が生じる可能性があります。このため、これまで、津波からの避難は原則として徒歩によるものとされてきました。

しかしながら、東日本大震災では、多くの方が自動車を用いて避難を行ったほか、避難行動要支援者などが避難する場合などのように、徒歩以外の移動手段を検討せざるを得ない場合もあります。こうしたことから、それぞれの移動手段の特性を踏まえ、地域で合意を形成することが重要となります。」と示している。

▶ 臨時情報発表時の避難所への移動については、これらの考え方を基本とし、あらかじめ避難所への移動方法を検討しておく必要がある。

第8節 避難所の運営（ガイドラインP101～P102）

- **避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本**とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。
- **被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備**することを基本とする。

（避難所の運営）

- ▶ 臨時情報の発表を受け、事前避難のために開設された避難所の運営は、地域の自主防災組織などを中心に、避難者が自ら行うこととする。
- ▶ 避難者の中には、配慮の必要な要医療者（人工透析を受けている方、人工呼吸器を使用している方、酸素療法を行っている方など）や障害者なども含まれることが見込まれるため、個別避難計画などを参考にしながら必要な支援策を検討しておく必要がある。
- ▶ 現在取組を進めている避難所運営マニュアルの作成の中で、臨時情報発表時の対応を含めて検討することはもちろん、避難者だけで運営することが難しい場合に備え、地域で支援者を確保するなど、住民が主体となって運営できるような対応を検討することが望まれる。

（避難生活に必要な生活用品等）

- ▶ 災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、自らの必要なものは自ら確保することが重要である。

- ▶ 市町村は、避難所で生活できるよう、パーティションや、トイレなどの準備は行うが、食事や寝具については、避難者が準備することを原則とする。
- ▶ 備蓄している食料や生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであることから、避難者各自で避難生活に必要な生活用品等を準備することが基本である。
- ▶ ガイドラインでは、生活用品や貴重品等の確保のための自宅への一時帰宅に当たっては、帰宅中に地震が発生した場合の安全を自ら確保することと示されていることから、住民等に対して、移動中もラジオ等で情報収集を行うことや、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないことなどの呼びかけを行う必要がある。

(避難所の閉鎖・統合の手順)

- ▶ ガイドラインでは、防災対応を行う期間を定めているが、風水害のように、一定の期間で終了することが確実なものではない。このため、後発の地震が発生しない場合、心配な方は避難を続けたいという希望が出ることが想定されることから、避難所開設の手順だけでなく、閉鎖する手順（統合も含む）も定め、事前に周知しておくことが重要となる。
- ▶ このため、避難所を開設し続けた場合、学校であれば授業の再開、その他の施設であっても、通常の利用をどうするかという課題が生じる。一方、現状では、避難を継続したい住民が納得するような科学的知見を国が発表することは示されていない。
- ▶ こうしたことから、後発の地震が発生しない場合、速やかに通常の生活に戻ることができるよう、避難所を開設する順序だけでなく、国が示す防災対応期間が終了すれば、順次避難所を閉鎖、統合していくことを、事前に周知しておくことが重要となる。

(避難所での健康管理)

- ▶ 避難生活は、大変なストレスを伴うため、既往症の悪化防止や、早期発見、心のケアといった対策も必要となる。
- ▶ 避難生活が続くと、エコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、早期から予防策を啓発することが必要となる。
- ▶ 既往症のある避難者の症状悪化の早期発見や、感染症の予防など、避難所の健康管理に配慮が必要である。
- ▶ 臨時情報発表時の事前避難では、津波の浸水が想定されている地域を避け、遠くの避難所に寝具等の避難生活に必要な物資を持って避難することになることから、多くの方が自動車を用いて避難することが見込まれる。
- ▶ こうした方については、プライバシーなどから、車中避難を選択される方が一定数想定されるため、エコノミークラス症候群や夜間の安全確保、排気ガス対策などについて、事前の検討を進めておくことが重要である。

(スフィア基準を踏まえた避難所運営)

- ▶ ガイドラインでは、避難所を開設する際には、スフィア基準を踏まえた国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）」に沿って運営することが示されている。
- ▶ このスフィア基準を踏まえた避難所運営については、令和7年度に改定予定である本県の「避難所運営マニュアル作成のすすめ～地域で南海トラフ地震に備える～（平成26年10月）」、「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き（第1版）（平成26年10月）」、「大規模災害に備えた避難所運営について（解説）（第1版）（平成26年10月）」についても参照すること。

第9章 地方公共団体の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

第1節 日頃からの地震への備えの再確認等（ガイドラインP103）

- 臨時情報（注意）が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えの実施、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である。
- 地方公共団体は、同情報発表時に住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

（防災対応の見直し）

- ▶ 市町村はガイドライン及び手引きを参考として、令和6年8月の臨時情報（注意）発表時の対応を検証の上、必要に応じて防災対応を見直すことが重要である。

第10章 地方公共団体の防災対応の検討及び実施に当たっての配慮事項

第1節 住民意見の聴取と関係機関等との連携（ガイドラインP104）

- 市町村等の防災対応の検討に当たっては、必要に応じて住民の意見を十分に聞く必要がある。
- 地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましい。

（防災対応の検討にあたっての住民参画）

- ▶ 推進計画等に基づいた防災対応を行うためには、事前に住民に計画が周知されていることが必要となる。
- ▶ また、臨時情報を防災対応に活かすためには、事前避難等の取組が重要となるが、日常生活への影響も大きいため、住民一人ひとりが、どのような防災対応を行うのか、あらかじめ理解しておくことが必要となる。
このため、防災対応を検討する段階から、地域住民が参画し、意見を十分に聴きながら取組を進めていくことが重要である。

第2節 社会的混乱の防止（ガイドライン P105）

- 防災対応を実施する際、**社会的な混乱が発生しないよう**、地方公共団体はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際にとるべき対応を住民に周知することが重要である

（臨時情報への理解促進）

- ▶ 臨時情報が発表された場合、あらかじめ検討した防災対応を確実に実施するため、住民が情報を正しく理解しておくことに加え、冷静に対応するよう、日頃から啓発を行っておく必要がある。
- ▶ 臨時情報は、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に発表されるもので、直ちに地震や津波が起こることを警告する情報ではない。しかしながら、情報に対する十分な理解がなければ、情報を誤解し、水や食料、生活必需品など物資の買い占めや、避難所に避難者が殺到するといった社会的な混乱が生ずる可能性がある。
- ▶ このような事態が発生することのないよう、県や市町村は、あらゆる機会を捉えて、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応についての広報に努め、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した防災対応を冷静に実施できるように準備しておく必要がある。
- ▶ これまで、県では、臨時情報の啓発に重点的に取り組む中で、防災キャラクターを用いた臨時情報を解説する動画の作成や、路面電車へのラッピング広告、テレビ、SNS、県広報紙など、あらゆる機会を活用し、臨時情報の理解向上に取り組んでいる。
- ▶ 市町村においても、住民と密接に関わる機会を通じて、事前避難対象地域の指定状況など、それぞれの地域に応じた取るべき行動について、積極的に啓発することが重要である。

第3節 訓練等の実施と計画の見直し（ガイドライン P106）

- 地方公共団体は**防災訓練を定期的に実施し**、臨時情報が発表された場合にとるべき対応を**住民に理解してもらうことが重要である**。
- 訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である。

（訓練の実施による理解の向上）

- ▶ 令和6年8月の臨時情報（注意）の発表は、臨時情報を知る機会になった。一方、住民が取るべき行動について、さらなる促進を図っていく必要性についても、改めて認識する機会となつた。
- ▶ 特に、まだ経験していない、より切迫度の高い臨時情報（警戒）が発表された際は、事前避難対象地域に対して市町村が避難指示等の発令を行うなど、より厳しい防災対応が求められることから、住民の方々が制度を理解し、正しく恐れ、適切に行動できるようにしておく必要がある。

- ▶ これらのことから、住民一人ひとりが臨時情報発表時の行動を身につけてもらうため、県は第6期行動計画において、各市町村が実施する、臨時情報（警戒）をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練の実施について、具体的な数値目標を設定し、市町村の取組を支援している。
- ▶ 市町村においては、臨時情報（警戒）をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練を積極的に実施し、その際には、チラシを使った学習会なども併せて開催するなど、いざという時に、住民が適切な行動を取れるよう、効果的な訓練の実施に工夫しながら取り組んでいく必要がある。

<III. 事業者編>

第11章 事業者等の防災対応の基本的な考え方

第1節 防災対応の基本的な考え方 (ガイドラインP108～P109)

- 臨時情報発表時においては、日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、**できる限り事業を継続することが望ましい。**
- **臨時情報（警戒）発表時の住民事前避難対象地域内等、明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施することが必要である。**

(基本的な考え方)

- ▶ 臨時情報発表時における事業者の防災対応については、ガイドラインに則して検討することを基本とする。
- ▶ 個別分野の防災対応については、ガイドライン「その他 第14章 個別分野における留意事項」を参照のうえ、あらかじめ防災対応を検討しておくことが重要である。
- ▶ 一方で、ガイドラインでは、「地域によって想定される被害の規模や内容等に差があることを踏まえた上で、それぞれの実情に応じた防災対応を各主体が判断することを前提」としていることから、市町村は事業者が防災対応の検討を行うために必要となる事前避難対象地域の情報等について周知を行うとともに、個々の事業者の防災対応の検討をあらかじめ促す必要がある。

第12章 事業者等の防災対応の検討

第1節 防災対応を検討する手順 (ガイドラインP110～P111)

- 臨時情報が発表された際にとるべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。
 - ① 南海トラフ地震に関するBCPの確認
 - ② 防災対応検討の前提となる諸条件の確認
 - ③ 具体的な防災対応の検討

第2節 南海トラフ地震に関するBCPの確認 (ガイドラインP112～P114)

- 南海トラフ地震に関するBCPは、**後発地震に備えてとるべき防災対応を検討する際にも有効**であるため、後発地震に備えた防災対応を検討する際には改めて内容を確認する。

- BCP 未策定の事業者等については、速やかに策定するほか、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

第3節 防災対応検討の前提となる諸条件の確認（ガイドライン P115～P119）

（1）情報発表時の社会状況の確認

- 臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況や避難指示等の発令地域等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する必要がある。

（2）事前避難対象地域の確認

- 事業者等は個々の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、**自社の位置における住民等の行動**（避難情報の発令状況）を把握する。

第4節 事業者等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討（ガイドライン P120～P131）

- 事業者等の臨時情報（警戒）発表時の防災対応について、第3節で想定した諸条件を踏まえ、**南海トラフ地震が突発的に発生した際のBCPを参考に、必要な事業を継続するための措置を検討するとともに、後発地震に備えた具体的な防災対応について検討する。**

（1）必要な事業を継続するための措置

- ・ 臨時情報（警戒）発表後の企業活動への影響を踏まえ、企業活動を効率的に継続するための措置を検討

（2）日頃からの地震への備えの再確認等

- ・ 後発地震に備え、日頃からの地震への備えの再確認等を実施する措置を検討

（3）施設及び設備等の点検

- ・ 後発地震発生時に被害が生じるおそれのある施設の倒壊等による被害を防止するため、点検等の緊急で実施する措置を検討

（4）従業員等の安全確保

- ・ 住民事前避難対象地域内に位置する事業者等は明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対する危険回避措置を検討

（5）地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）

- ・ 後発地震発生に備えて通常より警戒することで、被害軽減・早期復旧ができる措置を検討

（6）地域への貢献（個々の状況に応じて実施）

- ・ 企業活動の延長として、地域に貢献することができる措置について検討

（7）臨時情報等の伝達

- ・ 臨時情報等が、従業員等に確実に伝達される方法を検討

（8）臨時情報に基づく防災対応実施要員の確保等

- ・ 防災対応の実施に必要な要員をあらかじめ検討

第5節 事業者等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討（ガイドライン P132）

- 事業者等の臨時情報（注意）発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

第13章 事業者等の防災対応の検討及び実施に当たっての配慮事項

第1節 関係機関との連携の必要性（ガイドライン P133）

- 地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましい。

第2節 社会的混乱の防止（ガイドライン P134）

- 社会的混乱が発生しないよう、自社の防災対応について、地域住民や利用者等に周知しておくことが重要である。

第3節 訓練等の実施と計画の見直し（ガイドライン P135）

- 事業者等は、計画に基づいた防災対応が円滑に実施できるよう、防災訓練を定期的に実施しておく必要がある。
- 訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である。

＜その他＞

第14章 個別分野における防災対応の留意事項

- 本章は、地方公共団体及び指定公共機関、並びに病院、劇場、百貨店及び旅館等の不特定多数の者が利用する施設、並びに石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者等が防災対応を検討するに当たって踏まえるべき、計画に記載すべき事項及び臨時情報（警戒）及び臨時情報（注意）発表時における個別分野の留意事項を記載したものである。

＜臨時情報に関して推進計画又は対策計画に記載すべき事項＞（ガイドライン P137～P143）

（推進計画又は対策計画）

- ▶ ガイドラインでは、上下水道や電気、ガスなどの14項目について、事業者ごとの計画へ記載すべき事項を取りまとめていることから、これを参考に、県及び市町村は事業者の計画策定（又は改訂）を促す必要がある。

＜臨時情報に関する個別分野の留意事項や防災対応の例＞（ガイドライン P144～P151）

（個別分野の留意事項や防災対応例）

- ▶ ガイドラインでは、上下水道や電気、ガスなどの14項目について、臨時情報（警戒）及び臨時情報（注意）が発表された場合の留意事項並びに防災対応例を取りまとめていることから、これを参考に、県及び市町村は、各事業者の臨時情報発表時の防災対応をあらかじめ検討するよう促す必要がある。
- ▶ ガイドラインに記載の個別分野の留意事項や防災対応の例については、それぞれの実情に応じた防災対応を各主体が判断することを前提としていることに留意する。

日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト

(住民編)

迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等どのような危険が想定されるかを確認する
- 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- 家族との連絡手段を決めておく
- 非常持出品（現金、マイナンバーカード、身分証明書等）を、就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する
- 就寝時も含めて携帯電話を手元におくなど、緊急地震速報や津波警報等をすぐに入手できるようにする
- すぐに逃げられる服装で就寝する
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない
- 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない
- 屋内のできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活する
- がけ崩れのおそれがある地域では、がけに近い居室で寝るのを控える
- 津波、土砂災害等のリスクが高いところでは、不安がある場合に避難できる安全な知人宅、親類宅等を検討する

家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策

- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- キャスター付きの収納、ベッド等を固定する
- テーブル・椅子のすべり防止対策をする
- テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をする
- 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛びだし防止対策をする
- 冷蔵庫の転倒防止対策をする
- 電子レンジの落下・すべり防止対策をする
- ベッド頭上に物を置かない
- 高い場所に物を置かない

出火や延焼の防止対策

- 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く
- コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- 消火器を取り出しやすい場所に置く
- プロパンガスのボンベを転倒しないよう固定する
- 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する

地震発生後の避難生活の備え

- 水や食料の備蓄を多めに確保する
- 簡易トイレを用意する
- 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト

(事業者編)

身の安全確保と迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップを確認する
- 建物の耐震診断を行う
- 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知する
- 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移す
- 緊急地震速報や津波警報等をすぐに入手し従業員や顧客に周知できるよう、放送設備等を確認する
- 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに従業員や顧客の避難誘導ルールを策定する
- 従業員の安否確認手段を決める
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 防災訓練（避難訓練、火災消火等）を実施する
- 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所での作業を控える

施設・設備などの安全対策

- 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する
- 機械・設備・PC 等の転倒・すべり防止対策をする
- 机・椅子のすべり防止対策をする
- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- 高い場所に危険な物を置かない
- 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存しておく

発災後のための備え

- 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状況を確認する
- 早期復旧に必要な資機材の場所を確認する
- 事業継続に必要な調達品の確保を実施する（製品や原材料の在庫量見直し等）
- 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認する
- 企業・組織の中核機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保する
- 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保する

- 取引先、顧客、従業員、株主、地域住民、政府・地方公共団体などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保する
- 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配置、役割分担・責任、体制などを確認する
- 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する